

令和2年度 国立大学法人広島大学物品・役務等契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和2年12月3日(木) 10:00~12:00 広島大学東千田キャンパス S114共用講義室	
委 員	委員長 栗栖長典(本学監事) 委員 井上周子(弁護士) 委員 大場史郎(税理士・行政書士) 委員 朝長慎弥(公認会計士・税理士)	
審査対象期間	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日	
抽出案件(合計)	3 件	(備考) ・質疑応答対応部署
物 品(計)	1 件	東広島地区運営支援部共通事務室
一般競争 (政府調達契約)	1 件	霞地区運営支援部契約グループ
一般競争 (政府調達契約を除く)	0 件	
指名競争	0 件	
随意契約 (公募型企画競争)	0 件	
随意契約 (公募型企画競争を除く)	0 件	
役 務(計)	2 件	
一般競争 (政府調達契約)	2 件	
一般競争 (政府調達契約を除く)	0 件	
指名競争	0 件	
随意契約 (公募型企画競争)	0 件	
随意契約 (公募型企画競争を除く)	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申	別紙のとおり	

意 見 ・ 質 問 等	回 答
<p>報告</p> <p>前回の委員会において行った意見の具申(次の1.~5.)への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 冒頭、昨年度の当委員会委員長であった栗栖委員より、意見の具申については広島大学の契約担当職(財務・総務担当理事)に対し手交し、善処を求めていた旨の報告があった。 委員会での質疑応答において担当者がすぐに回答ができないなど、問題意識をもって契約事務に携わっているのか疑問に感じた。緊張感をもって一つ一つの契約をチェックしていくことが必要である。担当者のレベルアップと緊張感をもった契約業務の遂行をお願いしたい。 「広島大学霞キャンパス管理一体型ESCO事業」について、企画提案時の契約期間は6年間であるが、実際の契約書では8年間となっている。6年間が8年間になった経緯を文書で残し説明責任を果たすことが重要である。 また、ESCOサービス開始日以降の光熱水費等の実績を分析・検証し、定期的に関係者へ報告することが必要である。 広島大学が不利益を被ることのないよう、案件によっては条文等の内容を専門家にチェックしてもらうなどの体制整備を検討することが必要である。 トナーカートリッジなど転売の可能性がある物品については、在庫数に大きな増減があれば、使用量が本当に適正かなど換金されるリスクも踏まえて過去の納入データと比較するなどして、日々契約事務に取り組んでもらいたい。 警備業務等の安全・安心に関する案件については、金額に見合った品質、安全・安心をどう確保するかを考え、プライオリティーをつけて契約する必要がある。 <p>【報告に対する質疑応答】</p> <p>「1.」「2.」及び「5.」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1.」「2.」の報告についてエビデンス等の資料を付けてもらいたい。資料に基づいて説明してもらわないこちらもチェックすることができない。 一方「5.」については資料配付があり大変分かりやすかった。「1.」「2.」も足並みを揃えた形で委員会に臨んでいただけた。 「3.」について 栗栖委員より、昨年度の当委員会委員長として、また広島大学の監事として、本学の法務管理体制について意見具申があつたことを学長へも伝達している旨の報告があつた。 また、すでに本学の法務管理体制を強化する方向で、具体化に向けた検討が進められている旨の報告が合わせてあつた。 	<p>担当者のレベルアップと緊張感をもった契約業務の遂行について、講習会等で学んだ内容を共有したり、契約情報など最新の情報を共有する体制としたほか、担当者間でダブルチェックを実施することで緊張感を持った業務の遂行体制としている。</p> <p>契約期間変更の経緯の記録を作成し、本学の財務・総務担当理事(契約担当職)の決裁を受けた。また、令和元年度分のESCO事業にかかる光熱水費等の実績報告を病院長及び病院運営支援部、病院運営企画会議、環境マネジメント委員会に対して行っている。なお同様の報告を今後も毎年実施する。</p> <p>施設部としては新たな入札方式での契約においてはアドバイザリー業務契約を締結し専門家のリーガルチェックを受けることとした。</p> <p>トナーカートリッジは今回も審査案件となっているため、後ほど報告する。</p> <p>必要な場合は隨時業務を追加するなどの変更契約を結ぶこととし、価格だけではない観点で警備業務の契約を実施している。</p>

別紙

意見・質問等	回答
<p>・審査に先立ち、朝長委員から今年度の審査対象とした契約事案の抽出基準について説明があった。</p> <p>抽出の条件および意図は以下のとおり。</p> <p>〈今回の抽出条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①随意契約を優先 ②契約担当部署を分散 ③金額の高い ④役務 ⑤複数の契約で同じ業者 ⑥契約期間が長い ⑦不正の温床 ⑧フォローアップ <p>〈抽出条件①～⑧による抽出の意図〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①価格に競争原理が働かない恐れがある ②抽出される側にも緊張感を与える ③契約に瑕疵があった場合に影響が大きい ④モノではなくサービスに対しての価値をどのように判断しているか ⑤個々の契約では問題がなくとも、総合的に見ると特定の業者との関連が強い ⑥外部環境の変化により不利な状況を長期間強いられるおそれがある ⑦物品の買取市場が成立している場合には、転売して利益をうる可能性がある ⑧過年度の委員会での指摘が適切に反映されているかの確認 <p>今年度は随意契約の基準額が200万円から500万円に変わったということで抽出対象案件は少なくなった印象はあったが、昨年度と同じ上記の8つの抽出基準により抽出している。トナーカートリッジについては昨年度も抽出しているが、「不正の温床」になりやすいということで、「フォローアップ」として昨年度からの改善状況を見届けたい。同じ案件が2年3年と抽出される可能性もあることを認識いただきたい。</p> <p>また、電子計算機システム、事務管理システムについては「契約期間が長い」こと、物品ではなくソフトウェアなどの「役務」であること、単年度での金額はそれ程でもないが、5年・6年の総額となると「金額が高い」という基準で抽出している。</p> <p>議事1 委員長の選出について ・委員の互選により栗栖委員を委員長として選出した。</p>	

意 見 ・ 質 問 等	回 答
<p>議事2 案件の審査について</p> <p>(1)電子計算機システム</p> <p>(最初に、契約担当部署より契約概要の説明があつた。)</p> <ul style="list-style-type: none"> この電子計算機システムとは、広島大学情報メディア教育研究センターで使われている高性能計算機システムという認識でよいか。 コロナで学生が授業ができなくなつてオンライン授業をやつてゐるといひているが、このシステムの中にも Bb 9(ブラックボード・ナイン:広島大学オンライン学習支援システム)を使ったシステムなどが入つてくるのか。 入札説明会には8業者が来ているが、結局応札は1社になつてゐる。これまでのシステムの流れからすると他の業者ではできないし、他の業者さん達も、説明を聞くだけ聞いておこうといひところではないのか。 これをいけないと言つてゐるわけではなく、毎回システムが変わつて画面も変われば利便性は下がるであろうし、同じ業者でやり続けるのもそれはそれで問題はないと思っている。 資料の電子計算機システムの構成内訳には数量と単価が入つて積算されていて分かりやすい。オープン価格にしても標準価格にしても大体の価格が推測できるが、このすごい種類のソフトウェアは業者側からこれでやりたいと提案があつたのか、それとも大学側からこれはこういうシステムでやりたい、ライセンスいくつでお願いしたいとか決めた上でのやりとりがあつたのか。 ライセンス数も大学側で算定するということか。 契約金額は、内容もライセンス数も全く変わっていないのに最初の見積金額から3割減つてゐる。減つてゐるから良いといひのではなく、そもそも契約金額でよいのかも分からぬ。予定価格をもっと下げればもっと抑えてくれるということになるのか。そもそもその予定価格は妥当だったのか。 業者が下げると思って範囲内に納まるまで何回も入札せざるのであれば、20回でも30回でもやつてもっと下げてもらえばよいのではないか。 大学側が予定価格を作ること自体で業者に合わせていくことになるのではないか。予定価格の作り方としてはいかがか。 仮に自分のお金で買うと考えたら、ソフトウェアなど何をどうやって圧縮してとか色々考えて契約するのではないか。予算がこれだから、これにあわせてやろうというのは違うのではないか。 次の2番目の審査案件の事務管理システムでは、構成内訳として業務内容、その人工数、単価がいくら、掛け算でいくらというのが全て書いてある。一方、この電子計算機システムの構成内訳には、ソフトウェアなど一つ一つについて数量などの内訳が示してある一方で、その最後の部分だけ「システム構築費、環境構築費 一式」、「稼働維持保守、製品保守サービス 一式」としか記載がない。 ずっと同じ業者と契約している弊害ではないのか。 	<p>もちろん計算のシステムも入つてと思われるが、それだけではなくてあらゆるサービスを提供しているということになる。</p> <p>Bb9は別契約になるが、それらを動かしているリソースは含まれている。</p> <p>本学が示した仕様に基づいて応札業者に提案してもらい、それを技術審査して合格であれば入札に参加してもらうフローとなっている。基本的には本学の要望に対し、業者側から、それではこの社のこの製品でとか、このソフトウェアで実現できると提案してもらうという順番になる。</p> <p>貴見のとおりである。具体に何ライセンスが必要という箇所もあれば、このようなことがしたいというアバウトなものに対して、このぐらいの数があれば実現できるという提案がある場合もある。</p> <p>入札を繰り返した結果、そこまで下がつたということである。</p> <p>これは政府調達なので1回不落になつてしまふと再度入札公告を出さないといけないルールがある。もし入札を終了させて交渉に切り替えることが可能であれば交渉の余地はあったのかもしれない。</p> <p>作り方としては事前配付資料の予定価格算出内訳書とのおりである。実績や参考見積等を基にするという予定価格の立て方をしている。</p> <p>予算に合わせてということではなく、実現したいシステムがあつて、予算を無視して仕様は作れないが、業者提案を受けて調べてみると予算を少し上回っていたので予算内で予定価格を立ててここまで頑張つていただいたということになる。</p> <p>構築費と保守サービスについて、確かに一行のみの記載となっており、もう少し内訳を求めた方が良かったのではないかと思う。</p>

別 紙

意 見 ・ 質 問 等	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約をする時にそこまで見ていないということか。契約する前にそこまで見るのが普通の感覚ではないのか。 	これだけでは、それを評価していないように見えるので、もう少し詳しく何にこの金額なのかという資料を取るべきであった。今後の契約については詳しく見るようとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守のところは曖昧になりがちなので、契約時に定期点検をどのようにするのか、どう対応するのか、今後はきっちり意識してもらいたい。 	保守の内容については仕様書のとおりであるが、金額の根拠の部分はご指摘のとおりであり、細かい金額や見込みの工数などを明らかにするように心がけたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明会に来て入札に参加しなかった業者には何が障壁になっているか理由は聞いているか。 	理由は聞いていない。本契約においては入札の前段階で意見招請として、本学が作成した仕様書案について意見をもっており、これを受けて最終的な仕様としている。仕様を満たせなかったのか、過去の落札金額を見ておいしい話ではないと判断されたのか、そこは確認をしていないため分からぬ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札に参加しなかった理由を聞いてもらいたい。仕様の何かが1社しか入札に参加しなかった理由かもしれない。 	無意味に他を排除するような仕様があれば問題と思うが、必須の要件の場合はやむを得ない。意見招請により確認していると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札した業者とは別の会社が契約に入って貸主ということになっている。調べるとコンピューターメーカーが共同出資で作ったリース・レンタルの会社となっているが、ここは落札したメーカーと最初からセットなのかな。 	おそらくそうだと思う。応札にあたって業者がどこのリース会社を使うかという判断になる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ このリース会社は入札説明会に来た6社に入っているが、ほかの5社はメーカーなのか。どこのメーカーと契約しても、リースはこのリース会社になるのか。 	可能性も選択肢としてはあるが、系列のリース会社を持つメーカーもある。特に制約はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前に県発注のソフトウェア開発において、価格・スペックは適正なのか、外部のコンサルを契約して価格の適正さを見てもらったというケースがあった。システム構築費・維持管理費で総額の半分以上になるが、ある意味ブラックボックスで、適正かというのがなかなか担保しづらいと感じる。 	基本的に価格証明書等を徴取して価格を調べ、値引き率も調べて予定価格を出しているが、価格証明書に出ない先ほどの構築費や保守費についても、分解して詳しい内容を提出させるべきだった。今後はより詳しい内訳を残すようにする。
(2)事務管理システム等	
(最初に、契約担当部署より契約概要の説明があった。)	
<p>この事務管理システムの落札業者は、先の審査案件の電子計算機システムの入札説明会にも来ていたが意欲があったのか。それとも、業者同士の住み分けということなのか。</p> <p>変更契約をしているが、システムが2式から3式になったことによる変更とその分の増額ということか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前配付資料の中に仕様策定委員会というのがあるが、そのメンバーが内容を評価しているのか。この方達はITに関する知識・資格や経験等はあるのか。 ・ 契約期間は6年間なので6年間はこのシステムを使う予定だろうが、その後の予定は決まっているのか。 ・ リースにはしないのか。先ほどの電子計算機システムはリースだったが、事務管理システムは購入ということで、違いは何か。 	<p>分からないが、事務管理システムは前回は別の業者が落札していた。</p> <p>変更契約の経緯としては、大学が提示した仕様書について落札業者からサーバー2台の構成での提案を受けて契約をしたが、そこから納品に向けて作業をしていく中でサーバーが3台必要だったということが判明した。そのため、サーバー部分は経費を負担してもらう形で、合わせて消費税率の変更部分のみの増額で変更契約した。</p> <p>グループリーダー、主査、室長は事務職員だが、高度専門職、専門職員は専門知識を持っている。このシステムは事務職員が使うパーソナルコンピューターを動かすための仕組み、そこで使うサービスを提供するものなので担当するグループの事務職員が入っている。</p> <p>運用していく中で次期システムをどうしていくかということを検討していくことになる。</p> <p>総額を単年度で支出できるのかという観点での選択である。</p>

意 見 ・ 質 問 等	回 答
・システムの保守サービスの利用実績について、検査あるいは調査を行っているか。それは年間の保守料金にふさわしい程度の保守になっているか。	保守の度にレポートが出されるので、どういう保守をしたのかは現場にレポートが残っている。保守の内容については、定例的なものとスポット的に発生するものがあり、一定ではないが単価契約ではなく年間の保守料を支払う契約になっている。
・システムトラブルというのはどれくらい起こるのか。	そもそもトラブルが起こらないようにするための保守が重要である。トラブル後のリカバリーも大切だが、トラブルを発生させないことが重要である。例えばセキュリティを最新にするなどの更新作業の量が多い。
・内容はほとんどがソフトウェアということか。事前配付資料の参考見積だとハードウェアのウェイトは非常に少ない。	構築費が大きな割合を占める契約となっていて、参考見積の5つの枠のうち、上3つがソフトウェアと物品、次が構築費、最後が保守費である。このシステムは事務用パソコンのセキュリティーを強化するために、パソコンの中に仮想環境でもう一台のパソコンを動かす仕組みとなっており、その仕組み 자체を調達の目的としているため構築費が主要な部分となる。
・構築費の単価として1時間あたりの金額が書いてあるが、この金額は一般的な額か。	事前配付資料にある「積算資料(2019年7月号)」のソフトウェア開発業務の料金表等を参考に、相場を踏まえて積算している。
・相場というと、先の電子計算機システムはその検証がされているのか。	そこが欠損している。るべきであったと考えている。
・しないといけないのではないか。この契約ではして、この契約ではしないとか、なぜ濃淡があるのか。契約事務の中にそういうことを検証して積算するようになっているのではないか。しかも電子計算機システムのほうが金額は大きい。担当者によって業務のやり方が違うということか。	電子計算機システムは最終的に予算額で切って減額することが分かっていて、細かく積算する必要性を認めなかつたというところだと思われる。
・それでは予算額が適正なのかという話になってしまう。同じ金額でも他の業者であれば、ひょっとしたら工数とか単価によってはより良いものができる可能性もある。	その部分は精査すべきであった。次回から改善する。
(3)トナーカートリッジ	
(最初に、契約担当部署より契約概要の説明があった。また、昨年度の委員会での意見具申4.への対応状況について、右記のとおり報告があった。)	昨年度の本委員会で意見具申として指摘のあったトナーの転売対策について、現在トナーの納品があつた際の検品では、トナーの箱にも検収印を押印する運用としており、転売対策としても有効なものと考えている。また事前配付資料にある年度別・診療科別の納入実績について、異常な増加等が見られる部署等ではなく、今後についても納品検収の徹底と定期的なデータ確認・モニタリング作業を継続することとしている。
・箱の中にトナーは何本入ってるのか。	1本である。
・同じ箱に使用済みの物を入れて、また回収するのか。回収された個数は把握してるのか。	同じ箱に入れて回収してもらう。回収個数は把握していない。
・それでは横流しされても分からないのではないか。箱に検印を押しても中だけでも買い取ってもらえるのではないか。	フリマアプリ等で転売をしようとすれば、箱が重要で新品を保証することになる。やはり箱に入った形が商品価値が高いものと理解している。

別 紙

意 見 ・ 質 問 等	回 答
<ul style="list-style-type: none"> このトナーを使うプリンターは大型のものか。家庭用ではないということか。会計検査院の令和元年度の決算検査報告でプリンター用トナーカートリッジ等 307点を横領したという事例もあり、転売の恐れがあるものは監視が必要と考えている。使用量に大きな増減が見えなかつたから問題ないと言われたが、そもそも前から使用量が過大になってはいなかつたのか。事務で大体の使用量を見当を付けていたりしないのか。 	昨年度の本委員会での指摘を受けて、トナー1本あたりの印刷可能枚数、PPC用紙の購入数について把握を進めている。プリンター以外に複写機等もあるので100%突合できるわけではないが、傾向を把握して検証している。配付資料は、使用量が多い7部署をピックアップして、実際のトナーとPPC用紙の使用量を整理した一覧表である。
<ul style="list-style-type: none"> 一概には言えないが、PPC用紙の消費枚数よりもトナーの印刷可能枚数がかなり多い場合には、トナーを使っていないのか、紛失しているのかまでは判別できないものの、異常値の認識はできるということか。そう見ると医事グループは紙が大幅に余っているように見えるがいかがか。 	この医事グループは会議資料の印刷が多く、別の事務用プリンターを使って印刷している。
<ul style="list-style-type: none"> トナーは栄養管理部が、紙は中央処置室が最もよく使っているように見えるが、どういうバランスになっているのか。 	トナーの印刷可能枚数は片面で印刷した場合を想定した枚数になっており、片面で印刷するか両面で印刷するかによって違いが大きい。使い方までは把握しきれていない。
<ul style="list-style-type: none"> 今後ともチェックをしていくということで、結論としては今のところは問題ないだろうという認識でよいか。 	転売防止対策には今後も注意を払う。
<ul style="list-style-type: none"> この検印を押しているのは、過去に転売等があったのか。 	検収印を押印する検収センターはそもそも外部資金の不正使用防止を目的としている。その中に転売の防止等も含まれることから継続して体制を整えている。
<ul style="list-style-type: none"> 印刷枚数が非常に多いようだが、節約について考えているか。 	事務分だけであればペーパーレス化も進めているが、この契約は主に病院であるため、インフォームドコンセントのために患者様やご家族の方に色々な情報を提供しながら説明をする必要がありニーズが増えている。
<ul style="list-style-type: none"> 2019年度は途中でトナーの型番が変わっていて、一般的にトナーの使用量が少なくなったようだが、外科だけ旧より新の方が数が増えているのは理由があるのか。 	プリンターの入れ替えを順次行ったため、早めに入れ替えをした部署かと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> 現場現場にストックがあるのか。それとも空になって入れ替えるのか。ストックなしだと困るかもしれないが、ストックを一個か二個にすれば横領等の防止になりはしないか。 	診療は継続して行っており、印刷できないとなると大変なのである程度はストックはするが、例えばナースステーションなどでも保管スペースは限られており、多くストックできないので細かい発注になる。
<ul style="list-style-type: none"> トナーを審査対象としたのは不正転売される可能性があるという観点からのもので、実際に会計検査院の決算検査報告でトナーカートリッジの横領事例が報告されている。広島大学病院でも構成員の方にぜひ周知徹底してもらって、不正防止につなげてもらいたい。 	
議事3 意見の具申について	
【意見の具申】	
1. 意見の具申に対する対応として、改善状況・取り組み状況を報告する際は、エビデンスを含む資料を付けて説明することが必要である。	
2. 役務に関する契約、特にシステムの契約など内容が高度で複雑である場合は、業務内容や保守サービスについて、実際に価格に見合った業務が行われているかの確認を業務報告書等で行い、後からでも検証できる資料を残しておくことが必要である。	
3. システム関係の構築費・保守費等はその内訳がブラックボックスになってしまふ懸念があり、工数や単価の内訳を微取するなどし、例えばSEもスキルに応じたランクごとに工数の配分がされているかなど、契約事務に新たな視点・工夫を加えてほしい。	
その他	
・特になし。	